

計画に定める主な数値目標等 (国基本指針を踏まえ設定)		数値目標等の概要（国の基本指針にあてはめて試算）					
1 令和 11 年度の成果目標 ① 地域生活支援の充実 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行 ④ 福祉施設からの一般就労移行等 ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築							
	項 目		第 7 期 計画値	R 8 実績見込	国 基本指針	試算値 R11	考え方
	①地域生活支援の充実	地域生活支援拠点の整備箇所数	7 か所	7 か所	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上整備するとともに効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築し、年1回以上運用状況を検証、検討	7 か所以上	国基本指針のとおり ※地域生活支援拠点等の整備数（地域自立支援協議会ごとの整備）
		運営状況の検証及び検討	年1回以上	1 回以上		1 回以上	国基本指針のとおり ※地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
		強度行動障害者の支援体制の整備箇所数	7 か所	2 か所 (R7 年度時点)	各市町村または各圏域において体制を確保	7 か所以上	国基本指針のとおり ※強度行動障害者に関する状況や支援ニーズを把握し支援体制が整備されている市町村数
	②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	325.3 日以上	328 日 ※ (R3 年度時点)	319.3 日以上	319.3 日以上	国基本指針のとおり ※なお、当該目標値の設定時点で国指針を上回る場合は、当該目標値の設定時点における精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における平均生活日数以上とする。
		1 年以上長期入院患者数（65 歳以上）	986 人	1,148 人 (R7 年度時点)	基本指針に示される式により算定された患者数	調整中	国基本指針のとおり ※6 月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65 歳以上の者の数 ※富山県医療計画における数値目標（R6 年度 636 人）とも整合性を図り試算
		1 年以上長期入院患者数（65 歳未満）	584 人	600 人 (R7 年度時点)	基本指針に示される式により算定された患者数	調整中	国基本指針のとおり ※6 月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65 歳未満の者の数 ※富山県医療計画における数値目標（R6 年度 446 人）とも整合性を図り試算
		☎退院後 90 日時点の 30 日以上の再入院率		試算中	10.3%以下	10.3%以下	国基本指針のとおり ※なお、当該目標値の設定時点で国指針を下回る場合は当該目標値の設定時点における退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率以下とする。
		☎退院後 180 日時点の 30 日以上の再入院率		試算中	17.4%以下	17.4%以下	国基本指針のとおり ※なお、当該目標値の設定時点で国指針を下回る場合は当該目標値の設定時点における退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率以下とする。
		☎退院後 365 日時点の 30 日以上の再入院率		試算中	25.7%以下	25.7%以下	国基本指針のとおり ※なお、当該目標値の設定時点で国指針を下回る場合は当該目標値の設定時点における退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率以下とする。
	※ 平成 30 年度の精神病床からの退院者（入院後 1 年以内に限る）の退院後 1 年以内の地域における平均生活日数						

計画に定める主な数値目標等 (国基本指針を踏まえ設定)		数値目標等の概要（国の基本指針にあてはめて試算）					
1 令和 11 年度の成果目標 ① 地域生活支援の充実 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行 ④ 福祉施設からの一般就労移行等 ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	項 目		第 7 期 計画値	R 8 実績見込	国 基本指針	試算値 R11	考え方
	②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	⑧心のサポーター数		試算中	令和 15 年度末までに心のサポーター数が 100 万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定する	調整中	国基本指針のとおり
		⑧住民のこころの状態（K6）		試算中	住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6 という尺度を活用し、評価する	調整中	国基本指針のとおり
	③福祉施設入所者の地域生活への移行	地域移行者数	44 人 (3.4%)	21 人 (1.6%)	〔7 期〕 6 %以上 〔8 期〕 6 %以上	77 人 (6.0%)	〔第 7 期〕 R4 年度末時点の入所者（1,306 人）に対する地域移行者の数 〔第 8 期〕 R7 年度末時点の入所者（1,275 人）に対する地域移行者の数
		入所者削減数	33 人 (2.5%)	41 人 (3.1%)	〔7 期〕 5 %以上 〔8 期〕 5 %以上	64 人 (5.0%)	〔第 7 期〕 R4 年度末時点の入所者（1,306 人）から R8 年度末時点の入所者を差し引いた人数 〔第 8 期〕 R7 年度末時点の入所者（1,275 人）から R11 年度末時点の入所者を差し引いた人数
	④福祉施設からの一般就労への移行等	一般就労移行者数（年間）	180 人 (1.4 倍)	143 人	〔7 期〕 1.28 倍以上 〔8 期〕 1.31 倍以上	197 人 (1.31 倍)	〔第 7 期〕 R3 年度の一般就労移行者（123 人）の 1.28 倍以上 〔第 8 期〕 R6 年度の一般就労移行者（150 人）の 1.31 倍以上
		就労移行支援事業からの移行	75 人 (1.34 倍)	58 人	〔7 期〕 1.31 倍以上 〔8 期〕 1.14 倍以上	67 人 (1.14 倍)	〔第 7 期〕 R3 年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者（56 人）の 1.31 倍以上 〔第 8 期〕 R6 年度就労移行支援事業からの一般就労移行者（59 人）の 1.14 倍以上
		就労継続支援 A 型からの移行	76 人 (1.49 倍)	50 人	〔7 期〕 1.29 倍以上 〔8 期〕 1.52 倍以上	78 人 (1.52 倍)	〔第 7 期〕 R3 年度の就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者（51 人）の 1.29 倍以上 〔第 8 期〕 R6 年度就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者（51 人）の 1.52 倍以上
		就労継続支援 B 型からの移行	27 人 (2.25 倍)	31 人	〔7 期〕 1.28 倍以上 〔8 期〕 1.67 倍以上	58 人 (1.67 倍)	〔第 7 期〕 R3 年度の就労継続支援 B 型事業からの一般就労移行者（12 人）の 1.28 倍以上 〔第 8 期〕 R6 年度就労継続支援 B 型事業からの一般就労移行者（35 人）の 1.67 倍以上

計画に定める主な数値目標等 (国基本指針を踏まえ設定)		数値目標等の概要（国の基本指針にあてはめて試算）						
1 令和 11 年度の成果目標 ① 地域生活支援の充実 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行 ④ 福祉施設からの一般就労移行等 ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築								
		項 目		第 7 期 計画値	R 8 実績見込	国 基本指針	試算値 R11	考え方
		④福祉施設からの一般就労への移行等	一般就労移行者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所	5 割以上	26.0%	<u>5 割以上</u>	5 割以上	国基本指針のとおり 一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所の割合が 5 割以上
			一般就労移行者数のうち就労定着支援事業を利用する者	91 人 (1.57 倍)	65 人	〔 7 期 〕 1.41 倍以上 〔 8 期 〕 1.47 倍以上	81 人 (1.47 倍)	〔第 7 期〕 R3 年度の一般就労移行者数のうち就労定着支援を利用した数（58 人）の 1.57 倍以上 〔第 8 期〕 R6 年度の一般就労移行者数のうち就労定着支援を利用した数（55 人）の 1.47 倍以上
			就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所	25%以上	33.3%	<u>25%以上</u>	25%以上	〔第 7 期〕 就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合が 25%以上 〔第 8 期〕 就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合が 25%以上
			就労選択支援事業所の設置		4 か所	協議会設置圏域ごと	7か所以上	国基本指針のとおり（地域自立支援協議会ごとの整備）
			就労選択支援利用者数		6 人	82,000 人	563	国基本指針のとおり
		⑤障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの中核的な支援機能を確認		試算中	全市町村	15 市町村	国基本指針のとおり ※R11 年度末までに、各市町村において、児童発達支援センターの中核的な支援機能を確認する
			インクルージョン推進のための協議の場の設置		試算中	各市町村または各圏域に設置	4圏域 すべてに設置	国基本指針のとおり ※保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場
			難聴児支援のための中核機能を果たす体制	1 か所	1 か所	県に 1 つ	1か所	国基本指針のとおり ※県において難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保
			主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	4 圏域 (12 か所以上)	3 圏域 (9 か所)	各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ以上 ※第 7 期から変更なし	4圏域 12 か所以上	国基本指針のとおり ※重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置箇所数
			主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	4 圏域 (12 か所以上)	3 圏域 (15 か所)	各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ以上 ※第 7 期から変更なし	4圏域 12 か所以上	国基本指針のとおり ※重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置箇所数

計画に定める主な数値目標等 (国基本指針を踏まえ設定)		数値目標等の概要（国の基本指針にあてはめて試算）						
1 令和 11 年度の成果目標 ① 地域生活支援の充実 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行 ④ 福祉施設からの一般就労移行等 ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築		項 目		第 7 期 計画値	R 8 実績見込	国 基本指針	試算値 R11	考え方
		医療的ケア 児支援のため の関係機 関の協議の 場	1 か所	1 か所	県に 1 つ	1 か所	国基本指針のとおり ※医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置箇所数 ※都道府県の協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること	
			4 か所 (各圏域)	4 か所 (各圏域)	各市町村または各圏 域に少なくとも 1 つ 以上 ※第 7 期から変更なし	4 圏域		
			15 か所 (各市町村)	15 か所 (各市町村)		15 か所以上		
		医療的ケア 児等の支援 を総合調整 するコーデ ィネーター の配置	1 か所	1 か所	県に 1 つ	1 か所	国基本指針のとおり ※医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置箇所数 県への配置を見込む	
		医療的ケア 児等に関す るコーデ ィネーター の配置	16 か所	16 か所	各市町村または各圏 域に配置	16 か所	国基本指針のとおり ※医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置箇所数 県及び各市町村への配置を見込む	
		障害児入所 施設からの 移行調整に 係る協議の 場		1 か所	県に 1 つ	1 か所	国基本指針のとおり ※障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置箇所数	
		⑨ 障害児及 びその家族 への伴走的 な相談支援 体制の確保		試算中	各市町村または各圏 域に設置	4 圏域 すべてに設置	国基本指針のとおり ※障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保	
		⑩ 強度行動 障害の状態 にある児の 支援のため の体制の整 備		1 か所	県に 1 つ	1 か所	国基本指針のとおり ※強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	
				⑤障害児支援の 提供体制の整備 等				

1 令和 11 年度の成果目標 ① 地域生活支援の充実 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行 ④ 福祉施設からの一般就労移行等 ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築						
項 目		第 7 期 計画値	R 8 実績見込	国 基本指針	試算値 R11	考え方
⑥相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置箇所数	7 か所	4 か所	〔第 7 期〕各市町村または各圏域に設置 〔第 8 期〕各市町村に設置	7 か所	国基本指針のとおり ※令和 11 年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行ったうえで、連携
	地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保		6 市町村	各市町村において体制を確保	15 市町村	国基本指針のとおり ※基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保している市町村数
	個別事例の検討を通じた障害者の支援体制の整備に取組む体制の確保		6 市町村	各市町村において体制を確保	15 市町村	国基本指針のとおり ※基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保している市町村数
	のぞまないセルフプランの件数		試算中	0 件	0 件	国基本指針のとおり
⑦障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置		なし	県に 1 つ	1 か所	国基本指針のとおり
	生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置		なし	県に 1 つ	1 か所	国基本指針のとおり
⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	サービスの質の向上を図るための体制	体制を構築	体制を構築	県や各市町村において体制を構築	体制を構築	国基本指針のとおり ※障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
	障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率		試算中	100%	100%	国基本指針のとおり